

■定住人口維持増加活動支援事業(空き家バンク等子育て世帯等定住促進事業)の流れ

1. 申請

※着工済みは交付対象外です

・下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。

申請期間は **4月17日 ~ 12月25日 まで** です。(予定)

対象となるリフォーム工事は当該申請年度の**2月19日までに完了するもの**に限ります。

<必要書類>

- (1) 補助金交付申請書(別記様式3号)
- (2) 同意書兼確認書(別記様式4号)
- (3) 空き家の取得に関する売買契約書の写し
- (4) 光熱水費の使用状況等、当該空き家が1年以上使用されていないことを証明する書類
- (5) リフォーム契約書等の写し及びリフォーム工事の及び内訳(工事明細)がわかる書類(見積書、工事明細書など)
※ 見積書のみは不可
- (6) 工事箇所がわかる平面図や配置図等
- (7) 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書
- (8) 続柄が記載された同一の世帯員全員の住民票原本
- (9) 委任を受けた方が申請する場合は委任状

※書類に不備等があると受付できませんので、提出前に必ず確認してから提出してください。

2. 交付の決定

・市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。

※ 発送は1~2週間ほどかかります。

3. 着工

・通知交付後に工事を開始してください。

※実績報告に着工前・処分前の写真が必要になります。

必ず撮影してください。

4. 実績報告

・下記の必要書類を揃え、令和9年2月末日までに住宅課窓口に提出してください。

<必要書類>

- ①補助金実績報告書(別記様式12号)
- ②リフォームに要した経費に係る領収書の写し
- ③リフォームした箇所の施工前・施工後の写真

※ リフォームした箇所がわかるように1か所につき1~2枚のカラー写真

■定住人口維持増加活動支援事業(空き家バンク等子育て世帯等定住促進事業)の流れ

(プリントしたもの、パソコン等で整理して印刷したもの など)の提出をお願いします。

④転入又は転居後の同居する者の全員の住民票原本

※ 提出日の3か月以内に取得したもの

⑤佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書(滞納なし証明)

※18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出)

※ 提出日の3か月以内に取得したもの

⑥取得する空き家が共有となる場合は、2分の1以上の持ち分を有し、かつ、その持ち分が登記されていることを証する書類

※ ②、⑥については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

・交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

5. 補助金の交付請求

・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。

・市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。